

呉市観光・地域振興アプリ普及促進事業委託業務仕様書

1 業務名

呉市観光・地域振興アプリ普及促進事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 定義

マイクレ：観光にマーケティングの視点を取り入れ、地域が一体となった戦略的な観光施策・プロモーションを展開することを目的として呉市が実施する 観光・地域振興アプリ

3 業務の目的

同事業は、マイクレを活用したキャンペーンの広報及びマイクレ加入店舗促進を併せて実施することで、マイクレ加入店舗を増加させて利用者の利便性向上を図ることを目的としている。

4 業務内容

呉市の観光・地域振興アプリ普及促進に向け、次の業務内容を実施する。

(1) 加入手続きサポート

ア サポートデスクの設置

事業内容は次のとおりとし、呉市中心部のほか、島しょ部及び山間部の支援が可能な体制をとること。

(ア) マイクレへの店舗加入に係る操作サポート

(イ) 市民のマイクレ登録に係る操作サポート

イ そのほか加入手続きサポートに関する業務

(2) 市内店舗の加入促進

ア PR事業

事業内容については次のとおりとする。

(ア) 市において制作したチラシやポスター等の広報物を活用した情報発信

(イ) マイクレに係るキャンペーン事業の情報発信

イ 店舗訪問による加入促進

(3) その他、業務の履行に必要と認められること。

5 業務期間

委託契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

6 成果品

(1) 実績報告書

(2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料や写真

(3) その他、本業務に付随する資料で本市が求めるもの

7 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 事業実施者は、呉市と連絡調整を十分に行い、円滑に本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ呉市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと。
- (6) 本業務を遂行するうえでの必要な画像データ・資料等は、受注者で入手するとともに、本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他に公表、貸与又は使用をしてはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市が貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、呉市と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 事業実施者は、本業務実施過程で発生した障害や事故等について、大小にかかわらず呉市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。